

調査の概要

1 調査の目的

我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団情報を得ることを目的としています。

2 調査の期日

平成 26 年 7 月 1 日現在によって実施しました。

3 調査の対象

以下に掲げる事業所を除くすべての事業所及び企業が対象です。

- ・国・地方公共団体の事業所
- ・日本標準産業分類大分類A－農業，林業に属する個人経営の事業所
- ・日本標準産業分類大分類B－漁業に属する個人経営の事業所
- ・日本標準産業分類大分類N－生活関連サービス業，娯楽業のうち、小分類 792－家事サービス業に属する事業所
- ・日本標準産業分類大分類R－サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類 96－外国公務に属する事業所

4 調査の方法

調査は、対象となる事業所及び企業の規模に応じて、調査員による調査と国、都道府県、市町村による調査に分けて行いました。

ア 甲調査

- ・調査員調査
単独事業所及び新設事業所が対象とし、調査票の配布は調査員が行い、収集は調査員による回収又はオンラインにより行いました。
- ・本社等一括調査
国内に傘下支所事業所を有する本社等を対象とし、調査票の配布は郵送により行い、収集はオンライン又は郵送により行いました。

イ 乙調査

市町村の調査事業所にあつては市町村長が、都道府県の調査事業所にあつては都道府県知事が、国の調査事業所にあつては総務大臣が各府省の長を通じ、調査票を調査事業所ごとに送付し、オンラインで回収する方法により行いました。

5 調査の流れ

調査は、我が国全ての事業所及び企業を対象としており、「甲調査」及び「乙調査」の 2 種類からなっています。

甲調査は、国及び地方公共団体の調査事業所以外の調査事業所を、乙調査は、国及び地方公共団体の調

査事業所を対象として、それぞれ次に示す流れで実施しました。

ア 甲調査

- ・調査員調査

総務大臣・経済産業大臣－都道府県知事－市町村長－指導員－調査員－調査事業所

- ・本社等一括調査

総務大臣・経済産業大臣－調査事業所

総務大臣・経済産業大臣－都道府県知事－調査事業所

総務大臣・経済産業大臣－都道府県知事－市長－調査事業所

イ 乙調査

市町村の調査事業所にあつては市町村長が、都道府県の調査事業所にあつては都道府県知事が、国の調査事業所にあつては総務大臣が各府省の長を通じ、調査票を調査事業所ごとに送付し、オンラインで回収する方法により行いました。

6 調査事項

調査には、甲調査と乙調査があり、それぞれ次に掲げる事項について調査しました。

ア 甲調査

- ・事業所に関する事項

名称

電話番号

所在地

開設時期

従業者数

事業の種類

業態

単独事業所・本所・支所の別

年間総売上（収入）金額

- ・企業に関する事項

経営組織

資本金等の額

外国資本比率

決算月

持株会社か否か

持株会社か否か

親会社の有無

親会社の名称

親会社の所在地及び電話番号

子会社の有無及び子会社の数

法人全体の常用雇用者数

法人全体の主な事業の種類

国内及び海外の支所等の有無及び支所等の数

本所の名称

本所の所在地及び電話番号

年間総売上（収入）金額

イ 乙調査

名称

電話番号

所在地

職員数

事業の種類

事業の委託先の名称、電話番号及び所在地

7 結果の利用

調査の結果は、次のような各種の行政資料などに広く利用される予定です。

- ・ 各種法令に基づく利用
 - 地方消費税の清算及び市町村への交付の際の算定基準
- ・ 行政上の施策への利用
 - 経済政策、環境政策、雇用政策、中小企業政策などの各種政策の基礎資料
- ・ 地方公共団体における利用
 - 産業振興政策、交通計画策定、経営改善指導などの基礎資料
- ・ 経済指標への活用
 - GDP や各種指数等の基礎資料
- ・ 民間企業、各種団体での利用
 - 経営計画、出店計画などの基礎資料

用語の解説

1 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいいます。

1. 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
2. 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

ア 民営事業所

国及び地方公共団体の事業所を除く事業所をいいます。

イ 出向・派遣従業者のみの事業所

当該事業所に所属する従業者が1人もおらず、他の会社など別経営の事業所から出向又は派遣されている人のみで経済活動が行われている事業所をいいます。

ウ 事業内容等の不詳事業所

事業所として存在しているが、記入不備等で事業内容等が不明の事業所をいいます。

2 従業者

平成26年7月1日現在で、当該事業所に所属して働いている全ての人をいいます。したがって、他の会社や下請先などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれます。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めません。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としています。

ア 個人業主

個人経営の事業主で、実際にその事業所を経営している人をいいます。

イ 無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいいます。

家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含まれます。

ウ 有給役員

法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で、役員報酬を受けている人をいいます。

重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含まれます。

エ 常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいいます。

期間を定めずに雇用されている人、若しくは1か月を超える期間を定めて雇用されている人又は平成26年5月と平成26年6月にそれぞれ18日以上雇用されている人をいいます。

・正社員・正職員

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人をいいます。

・正社員・正職員以外

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人をいいます。

・臨時雇用者

常用雇用者以外の雇用者で、1 か月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいいます。

3 他からの出向・派遣従業者

民営事業所において、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）にいう派遣労働者、在籍出向など出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいいます。

4 民間からの従業者

国、地方公共団体の事業所において、民間の事業所から派遣されている人をいいます。

事業所の包括的な管理・運営（指定管理者）や清掃・警備など個々の業務を委託している場合、委託している業務に従事する民間の従業者は含めません。

5 事業従事者

当該事業所で実際に働いている人をいいます。

「従業者」から別経営の「他への出向・派遣従業者」を除き、別経営の「他からの出向・派遣従業者」を含めます。

6 事業所の産業分類

事業所の主な事業の種類（原則として過去1年間の収入額又は販売額の多いもの）により、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づき分類しています。なお、一部の小分類項目については、小分類項目を分割したのもも小分類としています。

詳細は「平成26年経済センサス-基礎調査産業分類一覧」（160ページ）のとおり。

7 経営組織

ア 国，地方公共団体

国、都道府県、市区町村、特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区など）の事業所をいいます。

イ 民営

国、地方公共団体の事業所を除く事業所をいいます。

・個人経営

個人が事業を営んでいる場合をいいます。

法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含めます。

・法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいいます。以下の会社及び会社以外の法人が該当します。

・会社

株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社及び外国の会社をいいます。

ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法（平成17

年法律第 86 号) の規定により日本で登記したものをいいます。なお、国内に設立された会社で、外国人が経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社ではありません。

・会社以外の法人

法人格を有する団体のうち、会社以外の法人をいいます。

例えば、独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、農(漁)業協同組合、事業協同組合、労働組合(法人格を持つもの)、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫、弁護士法人などが含まれます。

・法人でない団体

団体であるが法人格を持たないものをいいます。

例えば、協議会、後援会、同窓会、労働組合(法人格を持たないもの)の事業所などが含まれます。

8 事業所の開設時期

会社や企業の創業時期ではなく、当該事業所が現在の場所で事業を始めた時期をいいます。

9 企業等

事業・活動を行う法人(外国の会社を除く。)及び個人経営の事業所をいいます。個人経営であって同一の経営者が複数の事業所を経営している場合は、それらはまとめて一つの企業等となります。

具体的には、会社企業、会社以外の法人及び個人経営で本所と支所を含めた全体をいいます。単独事業所の場合は、その事業所だけで企業等となります。

10 会社企業

経営組織が株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社及び合同会社で、本所と支所を含めた全体をいいます。単独事業所の場合は、その事業所だけで会社企業となります。

11 単独・本所・支所の別

ア 単独事業所

他の場所に同一経営の本所(本社・本店)や支所(支社・支店)を持たない事業所をいいます。

イ 本所(本社・本店)

他の場所に同一経営の支所(支社・支店)があつて、それらの全てを統括している事業所をいいます。本所の各部門が幾つかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を本所とし、他は支所としています。

ウ 支所(支社・支店)

他の場所にある本所(本社・本店)の統括を受けている事業所をいいます。上位の事業所の統括を受ける一方で、下位の事業所を統括している中間的な事業所も支所としています。

支社・支店のほか、営業所、出張所、工場、従業員のいる倉庫、管理人のいる寮なども含まれます。なお、経営組織が外国の会社は支所とします。

12 資本金額

株式会社及び有限会社については資本金の額、合名会社、合資会社及び合同会社については出資金の額、

相互会社については基金の額をいいます。

13 決算月

仮決算や中間決算は含めず、本決算月のみをいいます。年2回決算を採用している場合は両方を決算月とします。

14 親会社・子会社

ア 親会社

当該会社の議決権を、50%を超えて直接所有している会社をいいます。

ただし、50%以下であっても、当該会社を子会社とする連結財務諸表が作成されている場合は、当該連結財務諸表において当該会社の直近上位に位置する会社を親会社とします。

イ 子会社

当該会社が50%を超える議決権を所有する会社をいいます。

また、子会社あるいは当該会社と子会社の合計で50%超の議決権を所有している会社も含みます。

ただし、50%以下であっても、当該会社の連結財務諸表の対象となる場合は、その会社を含みます。